

## 継続研さん・更新検討作業部会設置要領の改正について

## 継続研さん・更新検討作業部会設置要領（令和元年5月10日）新旧対照表

改正	現行
<p data-bbox="300 389 708 416">継続研さん・更新検討作業部会設置要領</p> <p data-bbox="549 533 772 748">令和元年5月10日 科学技術・学術審議会 技術士分科会 制度検討特別委員会 令和2年5月8日一部改正</p> <p data-bbox="229 819 778 1232">「技術士制度改革に関する論点整理」（平成31年1月8日、第9期技術士分科会）においてとりまとめられた技術士制度改革に係る主要論点についての検討の一環として、技術士資格の継続研さん・更新制の導入及び総合技術監理部門の位置づけについて検討を行うため、制度検討特別委員会設置要領第2条に基づき、以下のとおり、制度検討特別委員会のもとに、「継続研さん・更新検討作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="239 1299 347 1326">（設置目的）</p> <p data-bbox="229 1348 778 1469">1. 技術士資格の継続研さん・更新制の導入及び総合技術監理部門の位置づけについて検討すること目的とする。</p> <p data-bbox="239 1541 507 1568">（会議及び会議資料の公開）</p> <p data-bbox="229 1590 316 1617">2. 省略</p> <p data-bbox="239 1684 370 1711">（会議の運営）</p> <p data-bbox="229 1733 316 1760">3. 省略</p> <p data-bbox="274 1827 347 1854">附 則</p> <p data-bbox="229 1877 357 1904">（施行期日）</p> <p data-bbox="229 1926 699 1953">この要領は、令和2年5月8日から施行する。</p>	<p data-bbox="880 389 1289 416">継続研さん・更新検討作業部会設置要領</p> <p data-bbox="1129 533 1353 703">令和元年5月10日 科学技術・学術審議会 技術士分科会 制度検討特別委員会</p> <p data-bbox="810 819 1359 1187">「技術士制度改革に関する論点整理」（平成31年1月8日、第9期技術士分科会）においてとりまとめられた技術士制度改革に係る主要論点についての検討の一環として、技術士資格の継続研さん・更新制の導入について検討を行うため、制度検討特別委員会設置要領第2条に基づき、以下のとおり、制度検討特別委員会のもとに、「継続研さん・更新検討作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置する。</p> <p data-bbox="820 1299 928 1326">（設置目的）</p> <p data-bbox="810 1348 1359 1424">1. 技術士資格の継続研さん・更新制の導入について検討すること目的とする。</p> <p data-bbox="820 1541 1088 1568">（会議及び会議資料の公開）</p> <p data-bbox="810 1590 896 1617">2. 省略</p> <p data-bbox="820 1684 951 1711">（会議の運営）</p> <p data-bbox="810 1733 896 1760">3. 省略</p>

## 継続研さん・更新検討作業部会設置要領（案）

令和元年5月10日  
科学技術・学術審議会  
技術士分科会  
制度検討特別委員会  
令和2年5月8日一部改正

「技術士制度改革に関する論点整理」（平成31年1月8日、第9期技術士分科会）においてとりまとめられた技術士制度改革に係る主要論点についての検討の一環として、技術士資格の継続研さん・更新制の導入及び総合技術監理部門の位置づけについて検討を行うため、制度検討特別委員会設置要領第2条に基づき、以下のとおり、制度検討特別委員会のもとに、「継続研さん・更新検討作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置する。

## （設置目的）

1. 技術士資格の継続研さん・更新制の導入及び総合技術監理部門の位置づけについて検討すること目的とする。

## （会議及び会議資料の公開）

2. 作業部会の議事及び資料は原則公開とする。なお、公正かつ適正な技術士試験の実施が困難になるおそれがある場合、個別利害に直結する事項に係る案件については、一部非公開とすることができる。

## （会議の運営）

3. 検討の状況は、作業部会の主査が制度検討特別委員会に適宜報告する。

## 附 則

## （施行期日）

この要領は、令和2年5月8日から施行する。